

婚前契約書（事実婚）

第1条（当事者）

甲：大阪 太郎（氏名）

乙：大阪 花子（氏名）

第2条（事実婚の合意）

甲及び乙は、法律上の婚姻届を提出しないが、互いを社会的・実質的に配偶者と認め、共同生活を営む意思を有する。

第3条（生活費の負担）

1. 甲乙は、共同生活に必要な生活費を各自の収入状況に応じて分担する。
2. 具体的な割合は、甲：5割、乙：5割とする。
3. 支出の記録は相互に確認できるようにする。

第4条（財産の取扱い）

1. 甲乙が事実婚関係中に取得した財産は、原則として各自の名義とする。
2. ただし、共同で取得した財産については、甲乙の共有財産とし、持分は各自____割とする。
3. 各自の特有財産（婚姻前からの財産・相続財産等）は、その者に帰属する。

第5条（居住）

甲乙は、共同生活の本拠を以下の住所とする。

大阪府大阪市●●区 1-2-3（住所）

やむを得ず転居する場合は協議のうえ決定する。

第6条（債務）

1. 各自が単独で負担した債務は、原則としてその者が責任を負う。
2. 共同の生活に必要な債務は、甲乙で協議のうえ分担する。

第7条（子に関する事項）

1. 将来、甲乙間に子が出生した場合、その養育・教育に関しては互いに協力する。
2. 親権については、協議のうえ適切に定める。

第8条（解消時の取扱い）

1. 事実婚を解消する場合、双方は誠実に協議し、慰謝料・財産分与・子の養育費等を定める。
2. 本契約に基づく共有財産については、清算手続きを行う。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙が誠実に協議し、円満に解決を図る。

第10条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（契約の効力）

1. 本契約は、甲乙が署名押印した日から効力を生じる。
2. 本契約は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

本契約の成立を証するため、本書に署名押印する。

令和 8 年 ●●月 ●●日

甲：大阪 太郎（署名 or 印）

生年月日：19●●年●●月●●日

大阪府大阪市●●区 1-2-3

乙：大阪 花子（署名 or 印）

生年月日：19●●年●●月●●日

大阪府大阪市●●区 1-2-3